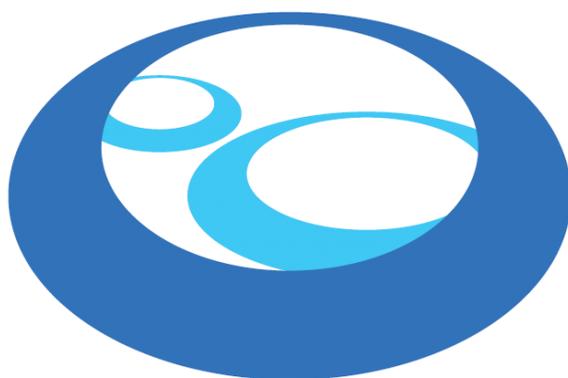


四万十市人権施策基本方針



2007年(平成19年)7月

四 万 十 市

はじめに

人権の世紀を迎えて

21世紀は「人権の世紀」ともいわれています。

過去において人類は二度にわたる世界的規模の戦争を引き起こしました。この惨禍の反省を込め、1948年には世界平和の基礎となる「世界人権宣言」が国際連合によって採択されました。

国においては、国際連合総会で採択された「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)に関する国内行動計画を1997年に公表しました。こうした流れの中、高知県では1998年4月から「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民の責務を明らかにし、施策の基本的な方針に関して必要な事項を定めています。

本市におきましても、人権施策を主要事業とし、あらゆる人権課題を解決するための取り組みをしてきました。

しかし、私たちの周りには子どもや弱者への虐待、社会環境の変化を背景にした新しい人権侵害など、人権問題は多様化・複雑化してきています。その解決への取り組みには行政のみならず市民のみなさんのご協力が必要になってまいります。

本市では、さまざまな人権課題の中から、市民に身近で関わりの深い人権問題を取り上げ、その現状を把握し問題を解決するために取り組んでいきたいと思えます。

子ども、女性、高齢者、同和問題、障害者、ハンセン病・HIV感染者等、外国人、その他さまざまな人権課題の解決について、有識者からなる四万十市人権条例制定検討委員会のご意見をもとに、このたび「人権施策基本方針」を定めました。すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、市民のみなさんとともに進めて参りたいと思えますのでご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、慎重にご協議いただきました四万十市人権条例制定検討委員会の委員のみなさんに心からお礼申し上げます。

2007年(平成19年)7月

四万十市長

澤田五十六

目 次

I	基本方針策定の趣旨	1
II	基本理念	2
III	推進方針	3
	1 共通事項	3
	2 個別事項	4
	(1) 子ども	4
	(2) 女性	4
	(3) 高齢者	5
	(4) 同和問題	6
	(5) 障害者	6
	(6) ハンセン病・HIV感染者等	7
	(7) 外国人	7
	(8) さまざまな人権	8
	資料	
	1 用語解説	9
	2 関係法令等	11
	3 四万十市人権条例制定検討委員会委員名簿	22

I

基本方針策定の趣旨

人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省と世界の平和及び安全を維持するために国際連合という国際機構が1945年6月に設けられました。第3回国際連合総会（1948年12月）で採択された「世界人権宣言」において、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとうたわれています。

この理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められています。

高知県においては、高知県総合計画の中に「人権」を主要な施策として位置づけ、さまざまな差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進してきました。

また、高知県議会（1995年3月）において、人権尊重の地域社会をめざす「人権宣言に関する決議」が行われています。

そして、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくために、「高知県人権尊重の社会づくり条例」（1998年4月）を施行しています。

本市においても、世界人権宣言及び日本国憲法に定められている理念に基づいて、これまで、旧中村市では総合計画に「人権の尊重」と「男女共同参画社会の推進」を、旧西土佐村においても振興計画に「人権教育の推進」と「男女共同参画」をそれぞれ重要施策と位置づけて人権課題の解決のために各種事業を実施してきました。

また、旧中村市では、人権に関する宣言（1996年）を、旧西土佐村では、「人権尊重の村」宣言（2001年）を行っています。そして、なかむら男女共同参画プラン（2003年3月）と西土佐村男女共同参画社会づくり計画（2004年3月）を策定しています。

2005年4月に合併した新市においては、合併協議会が策定した四万十市建設計画にある「新市建設の施策体系と重点施策」の「市民と行政が協働するまち」に示された青少年健全育成の推進、男女共同参画の推進、人権教育・啓発の推進を主要事業としています。

人権は、平和、環境とともに、21世紀のキーワードになっています。

四万十市では、差別のない、差別が受け入れられることのない、すべての人が人として尊重される豊かで平和な人権が尊重されるまちを実現させるための具体的な取り組みが必要であります。

このため、あらゆる人権課題の早急な解決を図るための人権教育・啓発に関する市の取り組みと市民の取り組みをより一層促進させるために、人権施策の基本方針を定めます。

Ⅱ

基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもって社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利です。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人々が人間としての尊厳や生命の大切さについて、理性と感性の両面から理解を深め、日常生活のあらゆる場面に生かすことが求められています。

また、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権を尊重することが求められています。

これらのことを踏まえて、四万十市の人権施策推進については、次のことを基本理念とします。

「誰もが命の大切さの理解を深め、自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支えあう地域の実現」

Ⅲ 推進方針

今後の人権施策の推進については、子ども、女性、高齢者、同和問題、障害者、ハンセン病・HIV感染者等、外国人など幅広い人権課題について共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの現状と課題を明らかにし、推進方針を定めます。

1 共通事項

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において基本的人権と個別な人権課題について正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権教育を推進すること。
- ② 市民一人ひとりが人権課題についての関心と正しい認識を深め、人権尊重のまちづくりに向けて自主的に行動していけるよう、人権に関する講演会や研修会の開催、市広報、新聞、テレビ等の活用による広報、実践につなげることができる啓発パンフレットの作成と配付など、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進すること。
- ③ 企業内研修の充実のため、体制の整備を支援すること。
- ④ 人権に関する家庭での学習を促進するため、人権に関する学習機会の提供や学習情報等の提供を行うこと。
- ⑤ 市職員、教職員、福祉・医療関係職員など人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する人権研修を充実すること。
- ⑥ 人権教育に取り組む人材の養成を図ること。

(2) 相談・指導体制の充実

- ① 市民が人権侵害を受けたとき、その内容等について相談ができる体制の充実や、適切な指導・助言ができる人材の育成に努めること。
- ② 人権尊重の社会づくりに取り組む市民、非営利団体などの自発的な取り組みを支援すること。

(3) 調査・研究の推進

市民の人権意識の向上を図るために、効果的な人権施策の調査・研究を行うこと。

(4) 推進体制

- ① 行政と市民の責務を明らかにして、人権施策を総合的に推進すること。
- ② 行政と市民が協働して取り組める体制を整えること。
- ③ 国、公共団体、企業・団体等との緊密な連携を図ること。

2 個別事項

(1) 子ども

① 現状と課題

少子化や核家族化の進行、学力偏重による受験競争などにより、生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、非行、いじめ、不登校、児童虐待などの問題が生じているため、その早急な解決が求められています。

② 推進方針

子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図るべきです。

ア 子どもの個性や人権を尊重した教育の推進

イ 子どもの人権に関して、社会的関心の喚起、意識啓発

ウ 家庭における親子の対話やふれあい、地域社会における生活体験や自然体験の
機会の充実

(2) 女性

① 現状と課題

「女子差別撤廃条約^{※1}」や「男女雇用機会均等法^{※2}」から男女の平等及び女性の地位向上に対する取り組みは一步一步進んでいますが、人々の意識の中に形成された固定

的な性別役割分担意識等からくる、就職や雇用の場における格差、セクシュアル・ハラスメント^{※3}や家庭内での暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス^{※4}）など、未だ、女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

こうした差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進する必要があります。

② 推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図るべきです。

ア 両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発の推進

イ 女性への差別解消に向けた普及・啓発

- * 雇用の場における実質的な男女平等
- * 家庭生活や地域社会への男女共同参加
- * 政策や方針決定への参画
- * 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(3) 高齢者

① 現状と課題

高齢化社会の到来によって、高齢者の社会参加、雇用問題、人権侵害といった人権問題が生じています。また、地域の人間関係が希薄になり、地域の助け合いの力も弱くなっている現状も見られます。介護が必要な高齢者については、介護する家族の身体的・精神的・経済的負担が増えています。

高齢者が健康で安心して住むことができるように、福祉・医療サービスの充実、就労機会の確保、社会参加・交流機会の充実などの環境づくりが大きな課題となっています。

② 推進方針

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図るべきです。

ア 高齢者に対する理解の促進

- * 加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- * 財産管理や権利擁護などの制度の周知

イ 高齢者の社会参加の促進

- * 地域での世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- * 雇用や社会参加の充実

(4) 同和問題

① 現状と課題

これまでの同和对策事業の実施により、対象地域の生活環境などは、一定の成果が見られます。しかし、児童生徒の学力や進路に関する問題、不安定な就労の実態、結婚差別、差別落書きの発生など同和問題に対する誤った知識や偏見が多く見受けられるなど課題が残されています。

② 推進方針

同和問題は、社会的歴史的背景から見ても重要な課題です。その解決に向けた取り組みを推進し、差別のない社会の実現を図るべきです。

ア 市民一人ひとりの課題であるという認識の普及・啓発活動

イ 同和地区内外の市民の交流を促進

(5) 障害者

① 現状と課題

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（就職試験などでの差別）などが問題となっています。

中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人たちの心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることであり、社会全体が障害について正しく理解することが必要であります。

② 推進方針

障害のある人もない人も、地域でともに生活できる社会の実現を図るべきです。

ア 障害や障害のある人に対する理解の促進

- * 障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- * 財産管理や権利擁護などの制度の周知

イ 障害のある人の社会参加の支援

- * とともに生きるための暮らしやすい環境づくり
- * 雇用の促進や働きやすい環境の整備

(6) ハンセン病・H I V感染者等

① 現状と課題

ハンセン病、H I Vなどにかかった患者・感染者が、誤った認識や偏見などにより差別を受けている場合があります。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者やその家族の権利を守るための取り組みを進める必要があります。

② 推進方針

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現を図るべきです。

ア ハンセン病・H I V感染者等の正しい情報の提供

イ 感染予防対策を通じた啓発活動の実施

(7) 外国人

① 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。

一般的には、アジアの人たちを軽視する傾向があり、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要があります。

② 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図るべきです。

ア 外国人や外国との交流、国際理解の促進

イ アジアの近隣諸国についての理解を深めるための知識の普及

(8) さまざまな人権

① 現状と課題

それぞれの人々に関わって、さまざまな人権問題があります。

ア 犯罪被害者とその家族

イ 刑を終えて出所した人とその家族

ウ インターネットを悪用した人権侵害

エ 大人同士のいじめ

オ ネグレクト^{※5}

その他に、全国的には、アイヌの人々の民族差別、野宿生活者、婚外子、性的マイノリティ^{※6}などがあげられています。

② 推進方針

一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図るべきです。

ア それぞれの人権についての理解を深めるための知識の普及と教育の推進

イ それぞれの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発

資 料

(以下省略)